



## 寄稿

### 4 企業の農業参入の動向と 事業化のポイント解説



(株)農業サポートセンター 代表取締役

高橋 太一郎

#### はじめに

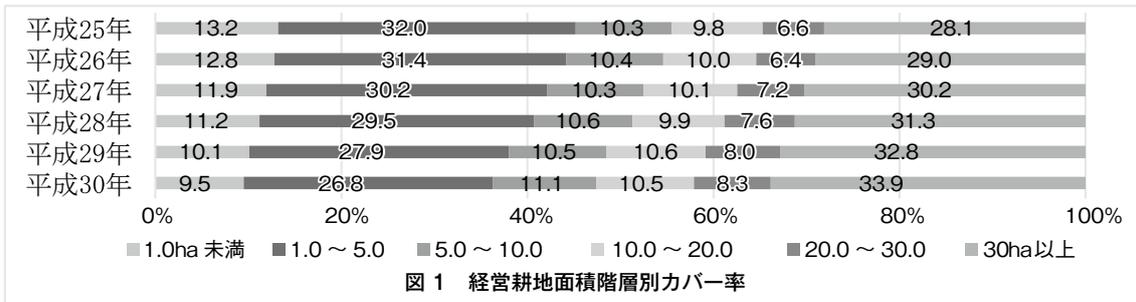
弊社は創業以来、企業の農業参入を支援しています。農業を取り巻く環境が日々変化する中で、近年は農業参入の問い合わせが増加しています。この寄稿では企業の農業参入の背景と企業が農業参入する際の留意点についてご報告いたします。

#### 日本の農業の現状

日本の農業労働力は減少し続けています。「農業構造動態調査(農林水産省)」によると、平成30年の基幹的農業従事者(農業のみに従事、もしくは兼業であっても農業従事が主であった人)は145.1万人(概数値)で、そのうち65歳以上の方は98.7万人(概数値)となりました。基幹的農業従事者はこの10年で52万人、17.4%減少しています。

農業労働力の減少に伴い、耕地面積も減少し続けています。「面積調査(農林水産省)」によると、平成29年の耕地面積は444万ヘクタールで、平成19年の耕地面積と比較して21万ヘクタール、4.5%の減少となりました。21万ヘクタールの面積は東京都の面積とほぼ同じです。耕地面積の減少は国産農産物の生産量減少にもつながり、「食料需給表(農林水産省)」によると、平成29年はカロリーベースで38%、生産額ベースで65%まで自給率が低下しています。

前述の通り、日本の農業労働力の減少に伴い、耕地面積は減少していますが、日本の農業労働力の減少率に比べ、耕地面積の減少率は小さくなっています。これは、農作業が機械化等によって効率化された面もありますが、一農業経営体の規模拡大による効率化もあります。規模拡大は何らかの理由で耕作できなくなった生産者が他の生産者に農地を貸すなどして、特定の生産者に農地が集約するという流れです。図1で示した、「農業構造動態調査(農林水産省)」の経営耕地面積階層別カバー率の推移からも読み取れます。平成25年において、経営面積30ヘクタール以上の農業経営体が耕作する面積は農



業経営体全体の耕作面積の28.1%でしたが、平成30年には33.9%にまで高まっています。さらに、図1から、平成30年において、経営面積10ヘクタール以上の農業経営体が耕作する面積は農業経営体全体の耕作面積の半分以上を超えていることがわかります。小規模な農業経営体から大規模な農業経営体への農地の集約は一貫して進行しています。

### 食生活の変化

NHKが2016年に実施した「食生活に関する世論調査」によると、料理をしている人のうち、夕食作りの所要時間が1時間未満の方は2016年で43%でした。2006年が33%であったことから、この10年で10ポイント増加し、調理の時短化が進んでいます。また、週の労働時間が35時間未満の女性の場合、夕食作りの所要時間が1時間未満の方は32%でしたが、週の労働時間が35時間以上の女性の場合は45%となりました。女性の社会進出が進むにつれ、調理の時短化はさらに進むと考えられます。調理の時短化は加工済みの食材や弁当・惣菜の充実が背景にあります。その一例として、「カット野菜の消費動向調査（独立行政法人農畜産業振興機構）」によると、平成24年度において週1回以上カット野菜を購入する方は22.1%でしたが、平成27年度においては35.7%まで伸びています。今後も時短化に寄与する加工食品等は市場が拡大すると考えられます。

一方で、消費者の「国産」に対する志向は根強いものがあり、平成30年9月公表の「食の志向調査（日本政策金融公庫）」では食料品を購入する

とき国産であることを気かけると回答した方は73.4%でした。国産農産物に対する信頼性は高いものとなっています。

前述の通り、生産者の大規模化の進展により、一者で農産物を大量に供給できる生産者が増加しています。また、国産農産物の供給量が減少していること、時短化に寄与する加工食品のニーズの高まり、国産志向の根強さを背景として、食関連事業者と大規模生産者が直接結び付く事例も見られるようになりました。国産農産物を安価に安定的に確保したい食関連事業者による大規模生産者の囲い込みとも言えます。

### 農業に関する政策の変化

平成21年に農地法が改正され、リース方式による農業参入が全面自由化されました。法人格の有無や、営利法人・非営利法人に関係なく、農地を借りることができるようになり、平成21年以降、企業の農業参入は増加しました。また、平成28年4月から施行された改正農地法では、法人の農地所有の要件が緩和されました。改正前は「農業生産法人」の要件を満たさなければ法人として農地を所有できませんでしたが、農業生産法人の要件を緩和し、名称は「農地所有適格法人」として、新たな制度が始まっています。農地所有適格法人の要件は表1の通りです。

表1 農地所有適格法人の要件

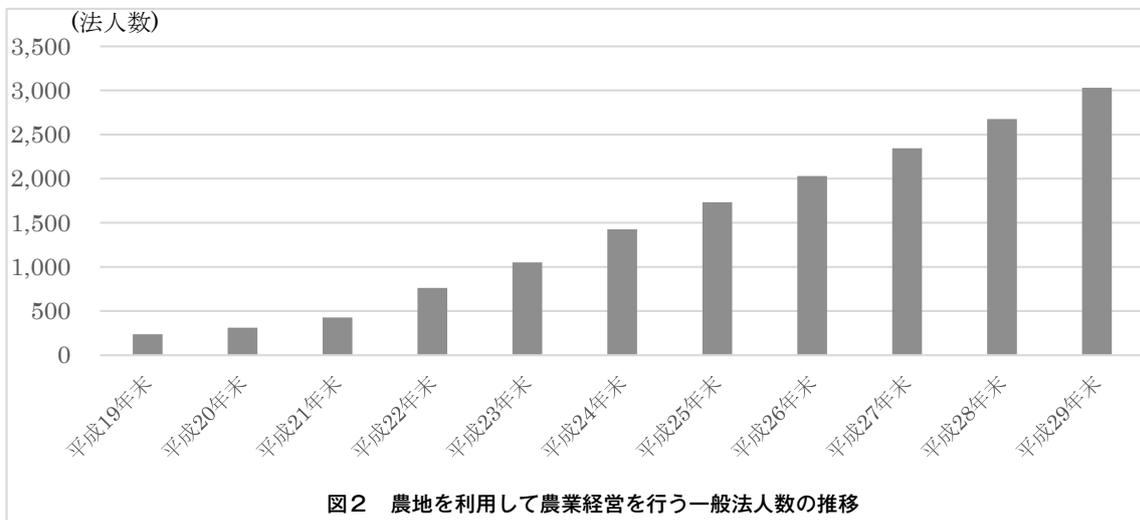
法人形態要件	株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
事業要件	売上高の過半が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）
議決権要件	法人の行う農業に常時従事する個人、農地の権利を提供した個人など、議決権の過半が農業関係者
役員要件	① 役員の過半が、法人の行う農業（マーケティング等経営や企画に関するものであっても可）に年間150日以上従事すること
	② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事すること

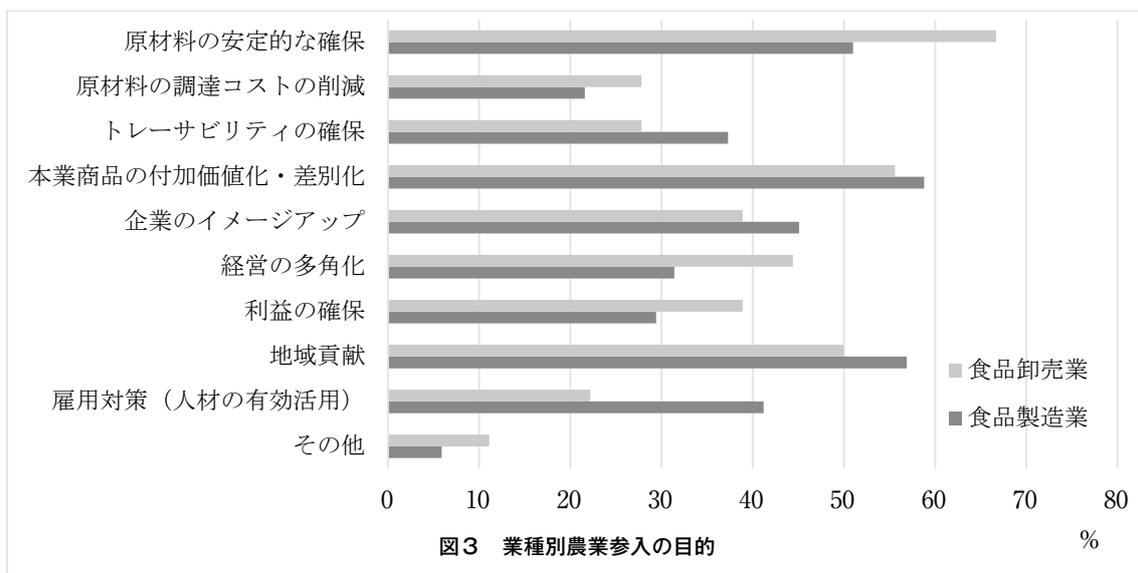
さらに、法人が農業参入する際に課題となる、農地の確保については、公的機関が行う農地の仲介事業が平成26年度から始まっています。農地中間管理機構の名称で、各都道府県に設置されており、和歌山県は公益財団法人和歌山県農業公社が事務局となっています。農地の借り受け希望者が借り受けたい農地の市町村名や面積等を農地中間管理機構に申し込み、条件に合う農地が農地中間管理機構に預けられた場合、借り受け希望者に農地を紹介するという仕組みです。

企業の農業参入の要件緩和や農地の仲介制度の充実により、農地を利用して農業経営を行う一般法人数は平成29年12月末時点で3,000社を超えました（出典：農林水産省経営局）。法人数は5年で2倍以上に増加しています。法人数の推移は図2をご覧ください。

企業の農業参入の要件緩和、公的な農地仲介制度の充実、国産農産物の供給力の低下、食関連事業者と生産者との直接取引の増加を背景に、「原材料確保」が企業の農業参入の目的となりつつあります。日本政策金融公庫が平成24年1月に公表した「企業の農業参入に関する調査」によると、食品製造業もしくは食品卸売業を営む法人で、農業参入した法人に対し、農業参入した目的を尋ねたところ、過半数を超えた回答は、「原材料の安定的な確保」、「本業商品の付加価値化・差別化」、「地域貢献」でした。詳細は図3をご覧ください。

日本政策金融公庫の調査時点よりも現時点の方が農業参入企業数は多く、また、生産者は減少していることから、原材料確保を目的とする農業参入は増えているものと推測されます。





### 企業が農業参入するにあたって検討すべきこと

農業参入で失敗しないためには農業参入前の準備が重要であると弊社では認識しています。理由は、農業は撤退が容易ではないということです。農業から撤退する必要が生じた際、耕作していた農地を引き継ぐ耕作者を見つけない限り、農地の売買は不可能です。また、借りていた農地を農地所有者に返したとしても耕作能力のある農地所有者であれば、そもそも農地を貸すことはありません。また、自らが耕作していた農地を引き継ぐ耕作者を見つけないまま農地を農地所有者に返すと、農地は耕作放棄地化し、地域に迷惑をかける可能性が高くなります。さらに、基幹的農業従事者が減少している中で新たな耕作者を探すことは難しいことから、農業から撤退することは容易ではありません。そこで、農業参入前に次の3点を検討すべきです。①栽培技術の習得、②販路の確保、③収益・資金繰り計画の立案、以上の3点です。

#### 栽培技術の習得

前述の「企業の農業参入に関する調査(日本政策金融公庫)」によると、食品製造業もしくは食品卸売業を営む法人において、農業部門の課題は農業技術の習得であるとの回答が1位となり、農業参入前も農業参入後においても一番の課題となっています。単に農産物を生産するのでは

なく、できる限りコストをかけない一方で、標準的な単位面積当たりの収穫量を得なければなりません。ところが、1年に1回しか収穫できない作物は5年間農業を営んだとしても5回分のノウハウの蓄積しかならず、効率良く農産物を生産するためのノウハウの蓄積は時間がかかります。さらに、農業は作物の生命活動が基盤となるものづくりのため、気象、土質、病害虫等、様々な要因からなる複雑さがあります。農業参入する前に、農場長候補を先進的な生産者の下で研修を受けさせたり、農業大学校等で理論を学んだりするなど、農業参入前に栽培ノウハウの蓄積を進めるべきです。

#### 販路の確保

農産物は工業製品と異なり、傷みやすいという特徴があります。さらに、農業は収穫時期が最も忙しいため、収穫時期に営業活動を行うことは難しいです。農業参入で傷みやすい農産物を栽培される場合は農業参入前に農産物を出荷できる先を確保するか、食品加工業者の農業参入の場合、自らの加工食品に自ら栽培した農産物を利用できるよう、物流や社内の同意を取り付ける必要があります。いずれにしても、農業参入前に農産物の販路の確保が必要です。

## 収益・資金繰り計画の立案

何の作物をどれだけの面積で栽培するかが決まれば、想定している面積に投入する種代、肥料代、資材代、人件費などの製造原価が推定できます。さらに、それらの費用は大幅にコストカットできるものではなく、固定的にかかるコストです。つまり、農業は固定費が大きいため、目標とする収量や想定している単価を下回ると赤字に転落しやすい産業です。また、トラクターやビニールハウスなど、設備投資も必要で、それらの資金を金融機関から調達する場合は返済可能な収益を実現しなければなりません。

さらに、農業参入企業から聞かれる声は「運転資金がかなり必要だ」という声です。農業は畑に肥料を投入し、種をまき、農薬散布等の管理を行い、収穫・販売をして、現金化するという流れです。栽培期間が半年であれば、その期間は現金収入がありません。さらにその農産物を加工原料として自社で利用する場合は、その加工品が売れない限り現金収入はありません。事業をスタートしてから現金収入を得るまでの期間が長いことから、農業を1年間営むことができるだけの運転資金を手元に準備しておくことが必要となります。

農業参入前に、収支計画は当然ですが、同時に、資金繰り表も作成し、現預金残高に余裕があり、農業を安定的に営むことができる事業計画であるか、農業参入前にシミュレーションする必要があります。

## 最後に

人間は食べ物が無ければ生きていくことができません。農業は全ての人間に関わる産業であり、人間が存在する以上、消えることのない産業です。つまり、長期間にわたって営むことができる業であることが農業の魅力です。①栽培技術の習得、②販路の確保、③収益・資金繰り計画の立案、以上の3点を農業参入前にしっかりと準備すれば、自らが理想とする農業を末永く営むことができることでしょう。